

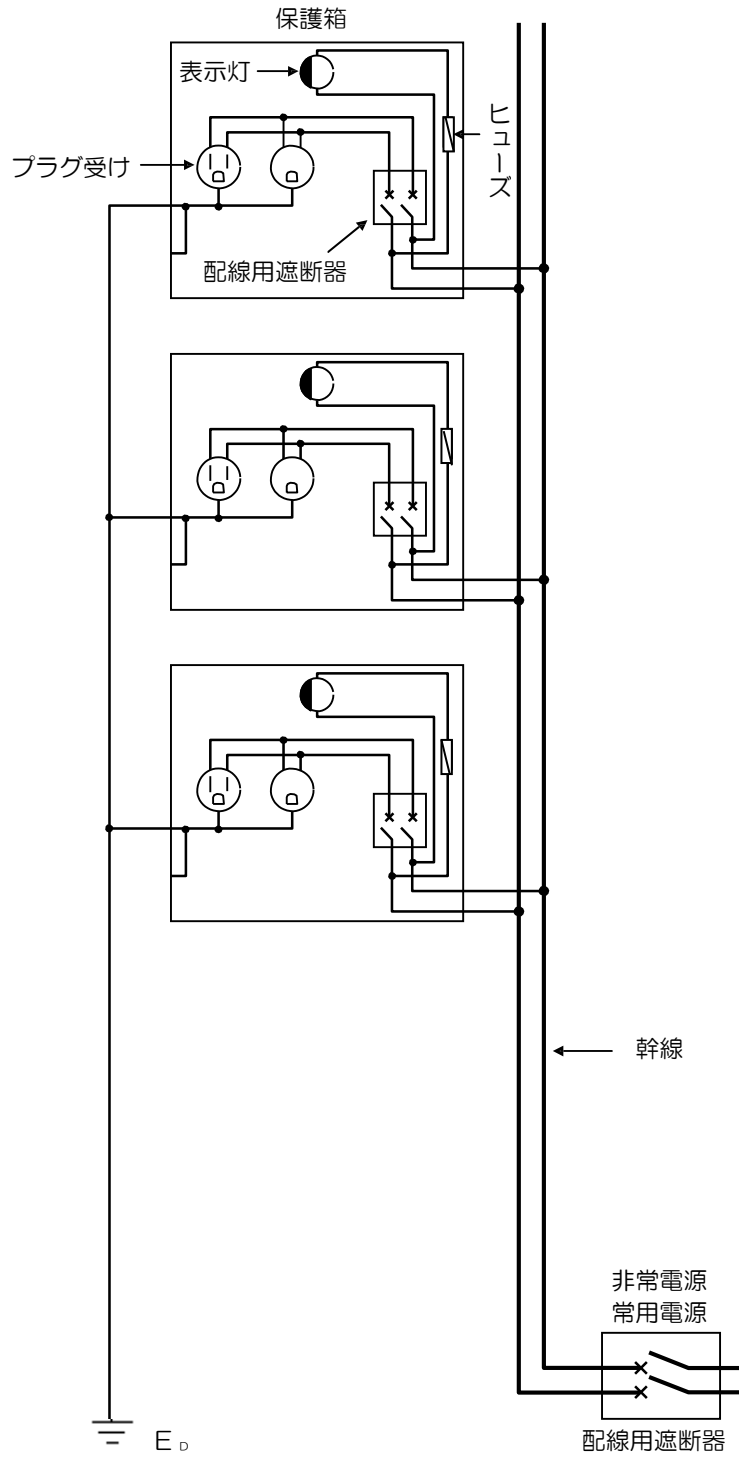
第4章 消防用設備等の技術基準

【 第22 非常用コンセント設備 】

第22 非常コンセント設備

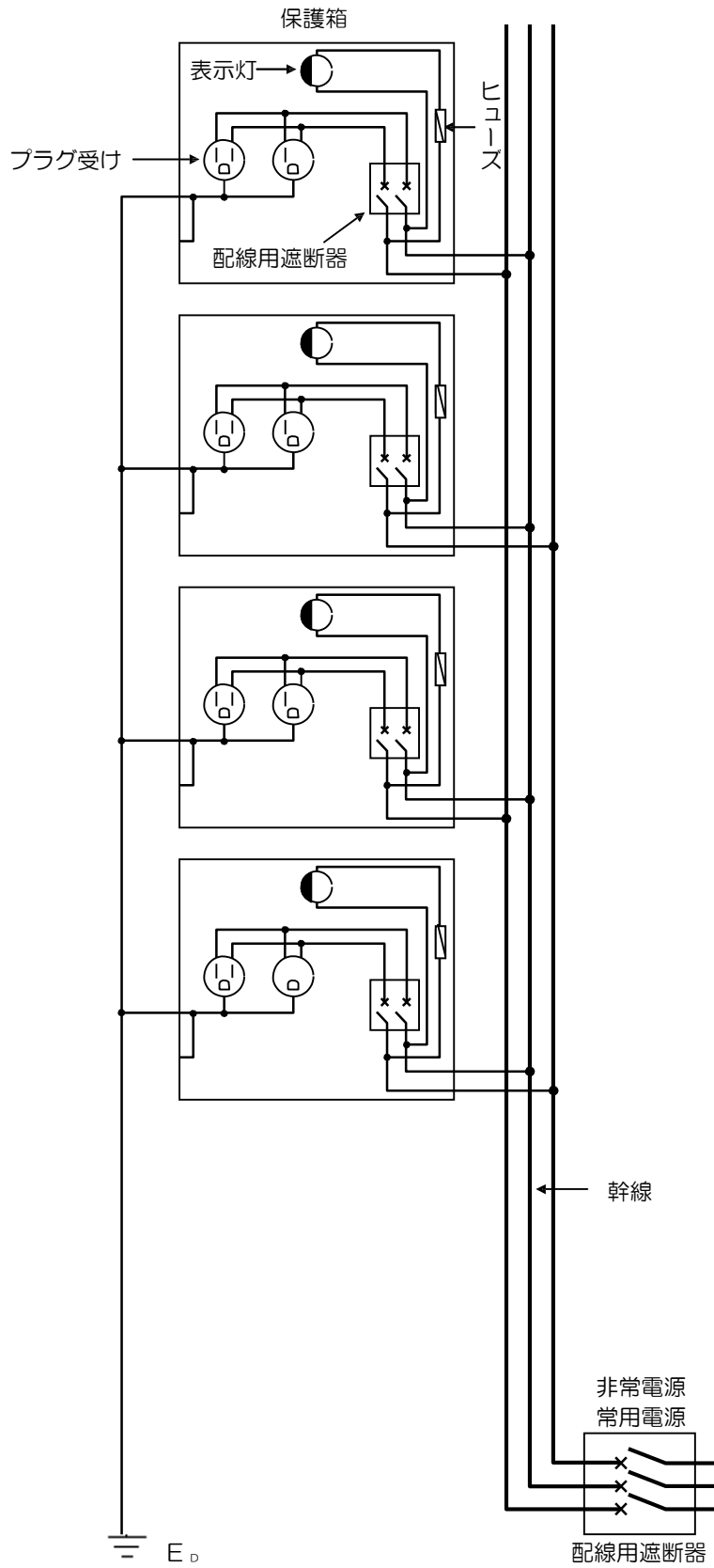
1 主な構成例

(1) 単相2線式の場合 (第22-1図参照)



第22-1図

(2) 単相3線式の場合 (第22-2図参照)



第22-2図

2 設置位置等

設置位置等は、政令第29条の2第2項第1号の規定によるほか、次によること。

(1) 建築物の階数

政令第29条の2第1項第1号に規定する非常コンセント設備を設けなければならない建築物の階数については、建基令第2条第1項第8号の規定によるものであること。

(2) 非常コンセントの設置位置

ア 政令第29条の2第2項第1号に規定する「階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置」は、当該部分から5m以内の場所とすること。

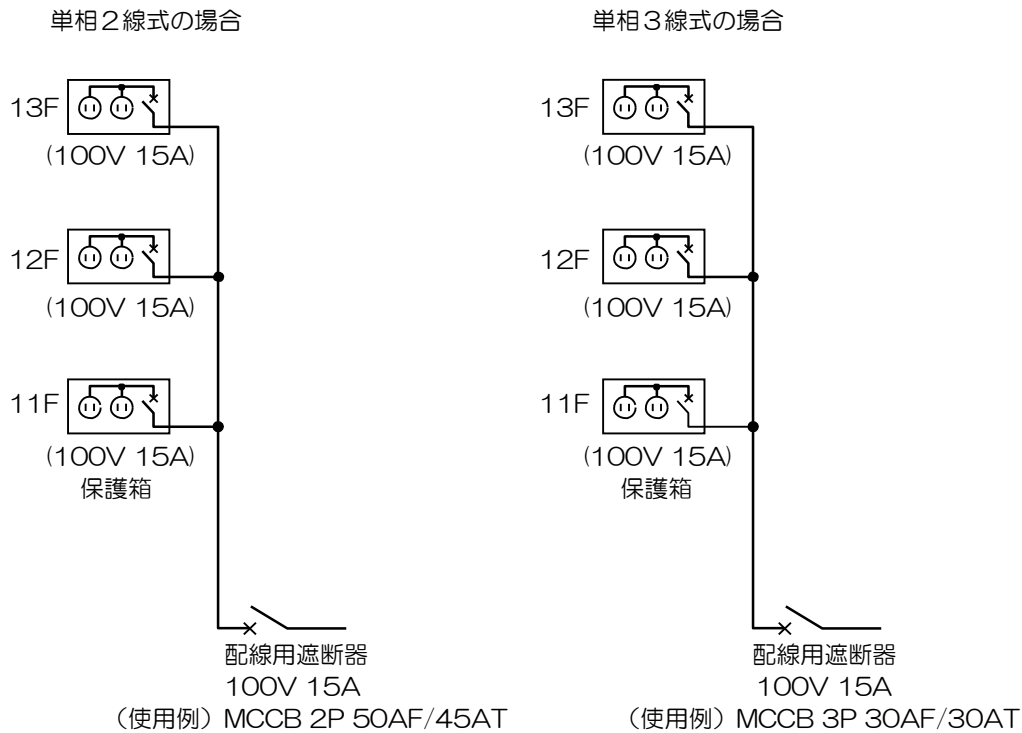
イ 共同住宅等で、2階層が1住戸になっているもの等、非常コンセントを各階ごとに設けることが適当でないと認められるものにあつては、当該階の各部分から、前アの部分に設ける非常コンセントまでの距離を歩行距離が50m以下となるように設けること。

3 電気の供給容量

電気の供給容量は、政令第29条の2第2項第2号並びに省令第31条の2第6号及び第7号の規定によるほか、次によること。

(1) 非常コンセント設備の電気の供給容量（非常電源の容量算定にあつても同様とする。）は、一の回路につき、各階に設ける非常コンセントに単相交流100Vで15A以上の容量を出火階、直上階及び直下階の3階層のコンセントを同時に使用した場合でも有効に供給できる容量とすること。

(第22-3図参照)



第22-3図

(2) 非常コンセント設備の幹線の容量は低圧で電気に供給を受けている場合は、電圧降下を標準電圧の2%以下となるように選定すること。

ただし、電気使用場所内に設けた変圧器から供給する場合は、3%以下とすることができる。

(参考) 簡略計算式

单相2線式の場合

$$e = \frac{35.6 \times L \times I}{1,000 \times A}$$

单相3線式の場合

$$e' = \frac{17.8 \times L \times I}{1,000 \times A}$$

e : 各線間の電圧降下 (V)

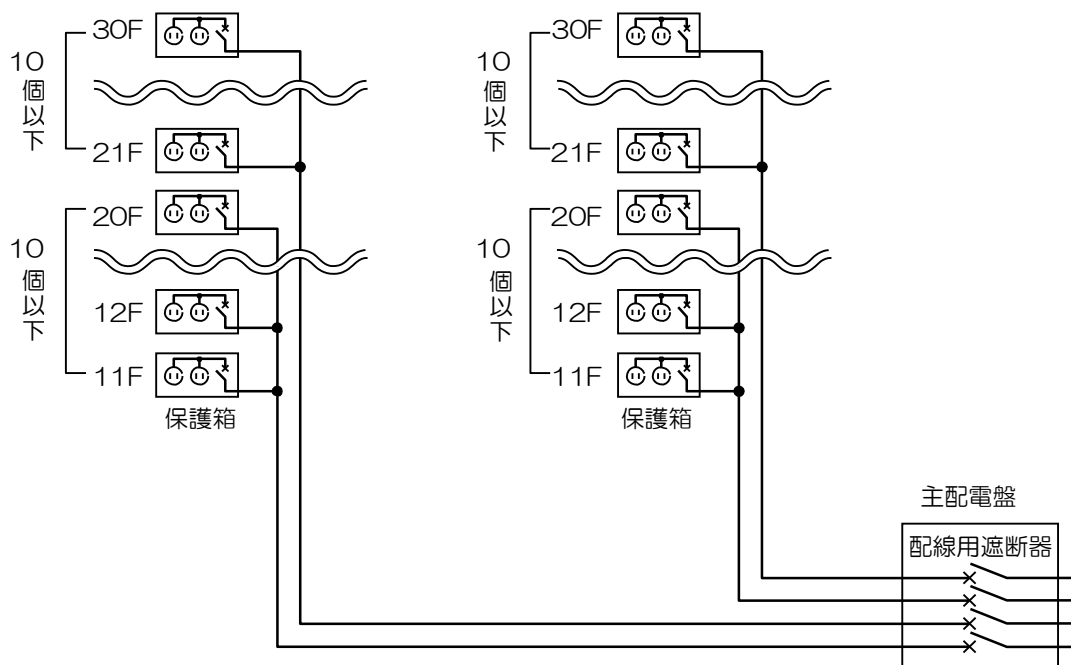
e' : 外側線又は各相の1線と中性線との間の電圧降下 (V)

A : 電線の断面積 (mm²)

L : 電線1本の長さ (m)

I : 電流 (A)

(3) 省令第31条の2第7号に規定する非常コンセントの数は、第22-4図の例によること。

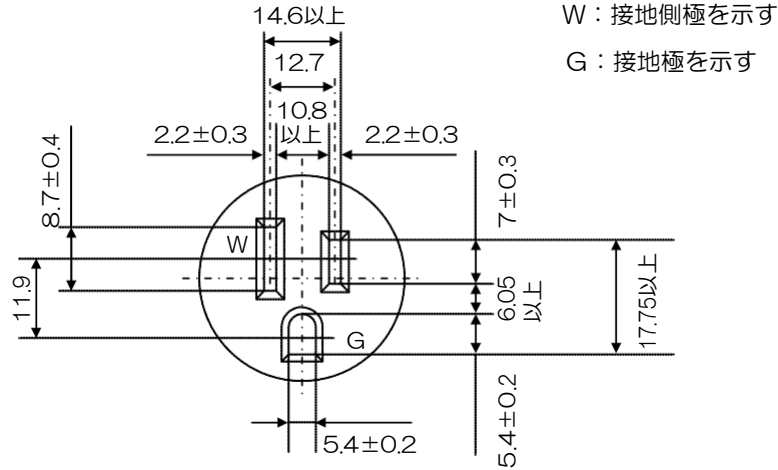


第22-4図

4 非常コンセント

省令第31条の2第3号に規定する非常コンセントは、次によること。

- (1) 非常コンセントのプラグ受けは JIS C 8303の接地型2極コンセント（JIS C 8303 -1993：2極接地極付差込接続器に限る。以下この項において同じ。）のうち定格が15Aで125Vに適合するもので極数及び極配置は、第22-5図によること。



第22-5図

- (2) 保護箱内には、前(1)のプラグ受けを2個設けること。

5 接地

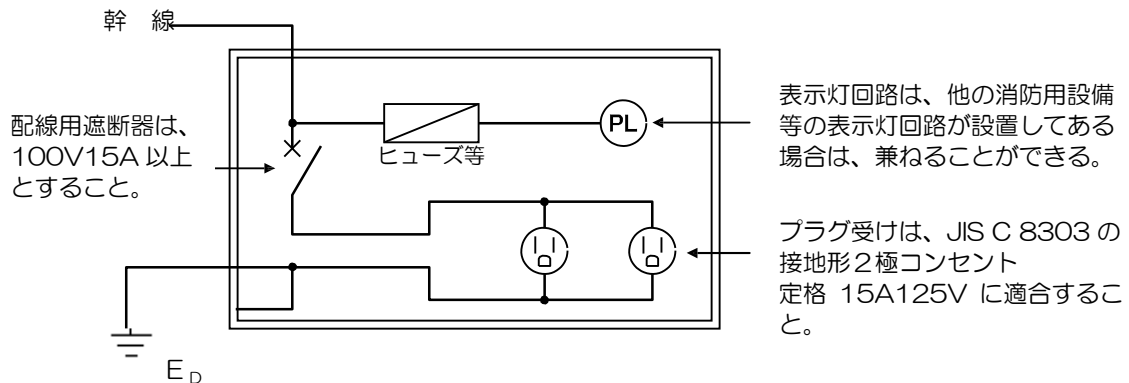
省令第31条の2第4号に規定する接地工事は、前4のプラグ受けの接地極にD種接地工事を施すこと。

6 保護箱

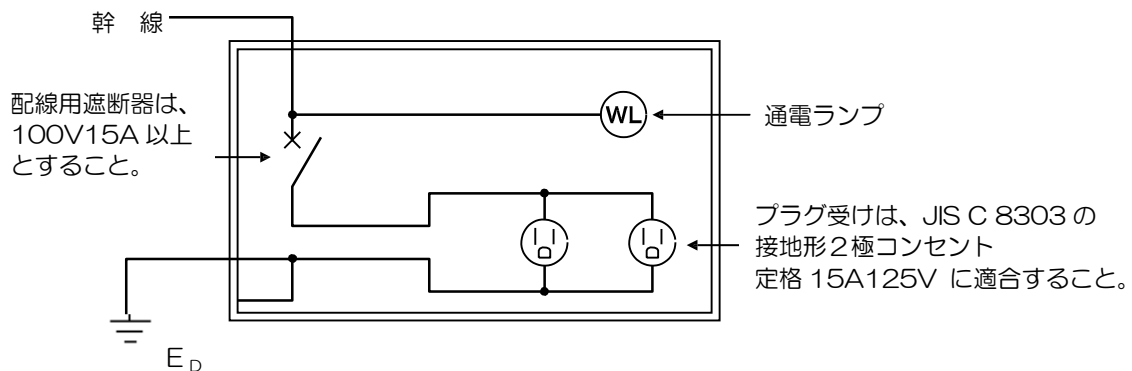
省令第31条の2第2号に規定する保護箱は、次によること。（第22-6図参照）

- (1) 保護箱は、耐火構造の壁等に埋込むか、又は「配電盤及び分電盤の基準」（昭和56年12月消防庁告示第10号）第3第1号(2)に準じたものを設けること。
ただし、火災の影響を受けるおそれの少ない場所にあつては、この限りでない。
- (2) 大きさは長辺25cm以上、短辺20cm以上とする。
- (3) 保護箱に用いる材料は、防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとすること。
- (4) 保護箱には、容易に開放できる扉を設けること。
- (5) 保護箱内には、さし込みプラグの離脱を防止するためのフック（L型又はC型）等を設けること。
- (6) 保護箱には、接地を施すこと。

保護箱内の配線例（表示灯を単独で設置した場合）



保護箱内の配線例（表示灯を他の消防用設備等と兼用した場合）



第22-6図

(7) 消火栓箱等と保護箱との接続 非常コンセントの保護箱を消火栓箱等に接続する場合は、次によること。

- ア 保護箱は、消火栓箱等の上部とすること。
- イ 消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料で区画すること。
- ウ 消火栓箱部分の扉と保護箱の扉は、別開きができるようにすること。
- エ 省令第31条の2第9号口に規定する赤色の灯火は、消火栓箱等の赤色の灯火と兼用することができる。

7 電源及び配線

電源及び配線は、省令第31条の2第5号及び電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。

- (1) 電源からの回路は、主配電盤から専用回路とすること。
ただし、他の消防用設備等の回路を接続する場合で、当該回路による障害を受けるおそれがないものにあつては、この限りでない。
- (2) 前(1)の回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。

- (3) 電源の配線用遮断器には、非常コンセントである旨、赤色の文字で表示すること。
- (4) 専用回路の幹線から各階の非常用コンセントに分岐する場合は、分岐用の配線用遮断器を保護箱内に設けること。
- (5) 非常コンセントのプラグ受けは、前(4)の配線用遮断器の二次側から送り配線等で施工すること。
- (6) 前(4)の配線用遮断器は、100Vで15A以上の容量とすること。
- (7) 受電用配電盤等に設けた各系統別引き出し用の配線用遮断器と各階に設置する非常コンセント用の配線用遮断器とは、保護協調をとること。
- (8) 分岐する場合に用いるプルボックス等は、防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものをを用いること。
- (9) 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。

8 非常電源、配線

省令第31条の2第8号に規定する非常電源及び非常電源回路の配線は、第24 非常電源によること。

9 標示等

標示及び赤色の灯火は、次によること。

- (1) 省令第31条の2第9号イに規定する保護箱の表面に表示する「非常用コンセント」の文字の大きさは、1文字につき各辺の長さが2cm以上の大きさとする。
- (2) 省令第31条の2第9号ロに規定する保護箱の上部に設ける赤色の灯火は、常時点灯とすること。
- (3) 灯火の回路の配線は、前7(4)の配線用遮断器の電源側から分岐し、当該分岐回路には保護用のヒューズを設けること。

10 総合操作盤

省令第31条の2第10号に規定する総合操作盤は、第25 総合操作盤によること。